

○那覇市自転車等駐車場の設置等に関する条例

令和元年7月4日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。第3条において「法」という。)第5条第4項の規定に基づき、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車等駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号の原動機付自転車及び同項第11号の2の自転車をいう。
- (2) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (3) 対象用途 別表(ア)項に掲げる用途をいう。
- (4) 施設面積 対象用途に供する部分の床面積の合計をいう。

(指定区域)

第3条 法第5条第4項の条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域とする。

(施設の新築の場合の自転車等駐車場の設置)

第4条 指定区域内において、対象用途に供する施設(次条第1項の混合用途施設を除く。)で、別表(イ)項に掲げる規模に該当するものを新築しようとする者は、同表(ウ)項により算定した台数(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)以上の規模を有する自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

2 前項の施設(共同住宅を除く。)の施設面積が5,000平方メートルを超える場合における同項の規定の適用については、同項中「同表(ウ)項により算定した台数」とあるのは、「当該施設面積が5,000平方メートルまでの部分について同表(ウ)項により算定した台数に、当該施設面積が5,000平方メートルを超える部分について同表(ウ)項により算定した台数に2分の1を乗じて得た台数を加えた台数」とする。

(混合用途施設の新築の場合の自転車等駐車場の設置)

第5条 指定区域内において、混合用途施設(2以上の対象用途に供する施設をいう。)で、対象用途に供する部分が別表(イ)項に掲げる規模のいずれかに該当するものを新築しようとする者は、当該該当する対象用途ごとに同表(ウ)項により算定した台数(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)を合計した台数以上の規模を有する自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又は当該

施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

- 2 前項の混合用途施設において、対象用途(共同住宅の用途を除く。)ごとにそれぞれ別表(イ)項に掲げる規模に該当する部分について、当該該当する対象用途の施設面積の合計が5,000平方メートルを超える場合における同項の規定の適用については、同項中「同表(ウ)項により算定した台数」とあるのは、「同表(ウ)項により算定した台数(共同住宅以外の対象用途については、その施設面積の合計が5,000平方メートルまでの部分又は5,000平方メートルを超える部分それぞれについて、当該施設面積の合計に対する当該対象用途ごとの施設面積が占める割合で当該対象用途の施設が存するものとみなして、当該これらの部分及び対象用途ごとに前条第2項に規定する算定方法の例により算定した台数とする。)」とする。

(施設の増築の場合の自転車等駐車場の設置)

第6条 指定区域内において、対象用途に供する施設で、増築前に別表(イ)項に掲げる規模のいずれかに該当しているものについて増築をし、又は増築後に同表(イ)項に掲げる規模のいずれかに該当することとなるものの増築をしようとする者は、第1号に掲げる台数から第2号に掲げる台数を減じて得た台数以上の規模を有する自転車等駐車場を、当該増築後の施設若しくは当該増築後の施設の敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に追加して設置しなければならない。

- (1) 増築後の施設を新築したものとみなして前2条の規定を適用した場合において設置しなければならない自転車等駐車場の台数
- (2) 増築前の施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に現に設置されている自転車等駐車場の台数

(施設の敷地が指定区域の内外にわたる場合の自転車等駐車場の設置)

第7条 施設の敷地が指定区域の内外にわたる場合は、当該敷地の過半が指定区域内に属するときに、当該施設の全部について前3条の規定を適用する。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第8条 前4条の規定により設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

- 2 前項の自転車等駐車場の構造及び設備に係る技術的基準は、規則で定める。

(届出)

第9条 第4条から第7条までの規定により自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 氏名又は住所(法人については、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 施設の用途及び施設面積

- (3) 自転車等駐車場の位置及び規模
 - (4) 自転車等駐車場の構造及び設備
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- (適用除外)

第10条 次に掲げる者については、第4条から第7条までの規定は、適用しない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物で、対象用途に供する施設を新築し、又は増築しようとする者
- (2) 自転車の大量の駐車需要を生じさせない施設として市長の承認を受けた者
- (3) この条例の施行後新たに指定区域に指定された区域内において、指定区域となった日から起算して6月以内に施設の新築又は増築の工事の着手(新築にあつては床掘りをいい、増築にあつては床掘り又は足場の組立てをいう。以下同じ。)をした者

(自転車等駐車場の管理)

第11条 第4条から第7条までの規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車等駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は市長が指定する職員又はその委任した者に施設若しくは自転車等駐車場に立ち入らせ、検査をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第4条から第8条まで又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(罰則)

第14条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第9条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務

又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までに新築又は増築の工事の着手がされた施設については、この条例の規定は、適用しない。

別表(第4条、第5条、第6条関係)

(ア)	百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗	銀行又は郵便局	ぱちんこ屋	専修学校等	共同住宅
(イ)	施設面積が500平方メートルを超えるもの	施設面積が500平方メートルを超えるもの	施設面積が200平方メートルを超えるもの	施設面積が500平方メートルを超えるもの	住戸の戸数が19戸を超えるもの
(ウ)	施設面積120平方メートルごとに1台	施設面積150平方メートルごとに1台	施設面積90平方メートルごとに1台	施設面積20平方メートルごとに1台	住戸20戸ごとに1台

備考

- 1 「小売店舗」とは、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項の小売業を行う店舗をいう。
- 2 「銀行」とは、銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第2項の銀行業を行うものをいう。
- 3 「郵便局」とは、日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第4項の業務を行うものをいう。
- 4 「ぱちんこ屋」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第4条第4項の営業を行うものをいう。
- 5 「専修学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条の専修学校又は同法第134条第1項の各種学校、学習塾又は予備校その他これらに類するものとして市長が定めるものをいう。